【営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合に添付】

別記第３－３号様式

営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称： |  |

本工事に、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者（以下「当該技術者」という。）の配置を行う予定である場合、□に「☑」又は「■」と記載した上で、添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 営業所技術者又は特定営業所技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。 |
| □ | 各建設工事の請負代金の額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）である。 |
| □ | 営業所と当該工事現場間の距離が、同一の当該技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、営業所と当該工事現場との間の移動時間が概ね２時間以内（片道）である。 |
| □ | 下請次数が３次以内である。 |
| □ | 当該建設工事に連絡員を配置すること。（土木一式工事及び建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務の経験を有する者であること） |
| □ | 当該工事現場の施工体制を当該技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。） |
| □ | 入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙３－１）を作成し、工事現場毎に備えおくこと。 |
| □ | 当該技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。 |
| □ | 工事現場の数は１件とする。 |
| □ | 上記項目を全て満たしている。 |

注　一般競争入札参加申請書に本様式が添付され、全ての□欄に「☑」又は「■」の記載があるときは、兼務等に係る要件を満たしているものとみなし、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を認めるものとするが、落札者に決定したときは、速やかに「人員の配置を示す計画書」（入札条件及び指示事項別紙３－１）を提出すること。